

高等学校等就学支援金事務処理システム（共通）

バージョンアップについて

平成 30 年 7 月より給付金の所得基準項目が変更となります。これにともない V3 システムの一部が変更されましたのでご案内いたします。

【画面、CSV ファイル、エントリーシート】項目の追加

(1) 平成 30 年 7 月より住民税所得割の基準項目が次のように変更になりました。

	現行基準 市町村民税所得割額		平成 30 年 7 月より 都道府県民税・市町村民税の合算額	
	公立	私学	公立	私学
2.5 倍加算*	/	非課税	/	非課税
2 倍加算*	/	100 円～51,200 円	/	100 円～85,400 円
1.5 倍加算*	/	51,300 円～154,400 円	/	85,500 円～257,400 円
加算なし	非課税～304,100 円	154,500 円～304,100 円	非課税～506,900 円	257,500 円～506,900 円
所得制限	304,200 円～		507,000 円～	

これに伴い、学校側：受給資格申請/収入状況届出、都道府県側：支給資格審査/収入状況審査の各画面において保護者 1/2 の都道府県民税所得割額項目を追加しました。

■受給資格申請（詳細画面 抜粋）

受給資格申請(詳細画面)

詳細情報変更

反映して戻る
反映して次へ
反映
閉じる

申請しない人(希望しない人)

・所得確認が「未提出(書類不備)」の場合、申請は行われず、一時保存となります。

保護者1の所得確認 ※	保護者1の市町村民税 所得割額	保護者1の道府県民税 所得割額	保護者2の所得確認 ※	保護者2の市町村民税 所得割額	保護者2の道府県民税 所得割額
市町村民税所得割額			市町村民税所得割額		

保護者1と2の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計	所得制限・加算の区分
	○

備考	

■収入状況届出（詳細画面 抜粋）

収入状況届出 詳細情報変更画面

詳細情報変更

反映して戻る 反映して次へ 反映 閉じる

申請しない人(希望しない人)

開始年月 ※	保護者1の所得確認 ※	保護者1の市町村民税所得割額	保護者1の道府県民税所得割額	保護者2の所得確認 ※	保護者2の市町村民税所得割額	保護者2の道府県民税所得割額
	市町村民税所得割額			市町村民税所得割額		

保護者1と2の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計

所得制限・加算の区分 ※
選択してください

備考

■エントリーシート（全日制 student.xls/ syunyu.xls 抜粋）

11	12	13	14	15	16
保護者1の所得確認	保護者1の市町村民税所得割額	保護者1の道府県民税所得割額	保護者2の所得確認	保護者2の市町村民税所得割額	保護者2の道府県民税所得割額
半角数字1桁	半角数字7桁	半角数字7桁	半角数字1桁	半角数字7桁	半角数字7桁
1: 市町村民税所得割額 (非課税も含む) 2: 確認不可(海外赴任等) 3: 未提出(書類不備)	保護者1の所得確認が「1:市町村民税所得割額」の時に入力して下さい 0, 100 ~ 9999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力	保護者1の所得確認が「1:市町村民税所得割額」の時に入力して下さい 0, 100 ~ 9999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力	1: 市町村民税所得割額 (非課税、保護者等が一人の場合も含む) 2: 確認不可(海外赴任等) 3: 未提出(書類不備)	保護者2の所得確認が「1:市町村民税所得割額」の時に入力して下さい 0, 100 ~ 9999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力 保護者等が1人の場合は0を入力	保護者2の所得確認が「1:市町村民税所得割額」の時に入力して下さい 0, 100 ~ 9999999 非課税(0円~99円)の時は0を入力 保護者等が1人の場合は0を入力
申請する人(希望する人)は必須	保護者1の所得確認が「1」の場合、必須	任意(指定都市のみ)	申請する人(希望する人)は必須	保護者2の所得確認が「1」の場合、必須	任意(指定都市のみ)

また、以下の帳票の『市町村民税所得割額』の記載を、『道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額』等に変更しました。

●学校

- ・様式 1 受給資格申請（その1） / （その1）（別紙）
- ・様式 1 受給資格申請（その2） / （その2）（別紙）
- ・様式 2 受給資格認定申請者一覧 / （単位制）
- ・様式 15 収入状況届出者一覧 / （単位制）
- ・様式 25 支給再開申出書（その1） / （その2）
- ・様式 48 支給決定（予定）通知書

●道府県

- ・様式 1 受給資格申請（その1） / （その1）（別紙）
- ・様式 1 受給資格申請（その2） / （その2）（別紙）
- ・様式 24 支給再開申出書（その1） / （その2）
- ・様式 46 支給決定（予定）通知書

※ **バージョンアップの前に必ず KSS3 フォルダのコピーを取りましょう。**

単位制等で KSS3 フォルダを複数で運用されているところは、その分コピーをお取りください。

またコピーした KSS3 フォルダは今後、誤って使用することがないようにフォルダ名を変更するなど管理には十分お気を付けください。(フォルダ名例：KSS3-ver3.2.13 や KSS3-160913 等)

※ バージョンアップに失敗した時はコピーした KSS3 を更にコピーして戻し、バージョンアップをやり直してください。最初にコピーしたフォルダは元フォルダとして残してください。

※ **【注意】学校用システムと都道府県用システムのバージョンは揃えてください。また、今回のバージョンアップではデータベースの項目が増えるため【必ず申請/審査がすべて完了している状態で行ってください】**

各都道府県におかれましてはバージョンアップ時期をご計画いただき、学校への周知をお願いいたします。このご案内に関するお問い合わせはシステムヘルプデスクまでメールにてお願いいたします。

文部科学省高校修学支援室システムヘルプデスク

E-mail: shuugakusystem@mext.go.jp

受付時間：平日 10:00～17:00

以上

本システムご使用の皆さまへ

V3.3.0 で『2018年7月以前』の 申請/審査をするときの注意事項

本システム V3.3.0 では『受給資格申請/収入状況届出』に『道府県民税所得割額』項目が追加され、所得割額は『市町村民税所得割額』と『道府県民税所得割額』の合算となり、加算や所得制限の基準額が変更されました。

これに伴い、V3.3.0 にバージョンアップ後『2018年7月以前』の申請/審査をするときには以下の点にご注意願います。

- (1) V3.3.0 で『2018年7月以前』の申請/審査はできます。

〔開始年月〕欄に2018年7月以前の日付（～2018/06/30）を入力すると、従来の加算、所得割額の基準額で計算します。

- (2) エントリーシートを使用する際は『V1.5 を使用』してください。

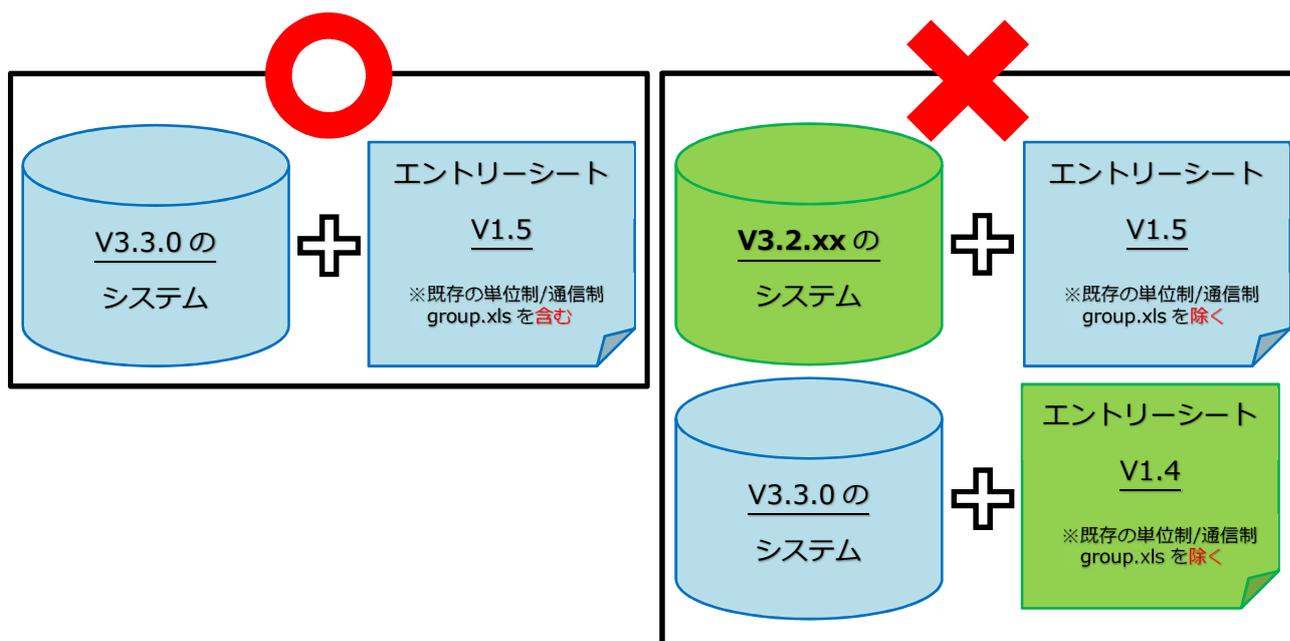
V1.4 のエントリーシートは『単位制/通信制用の group.xls を除き』使えません。

事前配布したエントリーシート V1.5 には『道府県民税所得割額』欄が増えています。

〔開始年月〕欄に2018年7月以前の日付（～2018/06/30）を入力すると『道府県民税所得割額』欄は薄赤で塗られますので『0』を入力してください。

但し、〔開始年月〕が2018年7月以前の日付の場合、『道府県民税所得割額』欄に値を入力しても、システムに取り込んだ際は無視され、基準額の集計対象にはなりません。

- (3) 本システムとエントリーシートのバージョンはこのように組み合わせてご使用ください。



また、出力した申請と審査結果ファイルのバージョンが異なると取込時にエラーとなります。必ず学校側/県側のバージョンは合わせてください。